

令和7年第3回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第3号）

令和7年3月14日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案第14号 羽幌町診療看護師研究資金等貸与条例
(予算特別委員会審査報告)
- 第 4 議案第15号 羽幌町定住促進住宅管理条例
(予算特別委員会審査報告)
- 第 5 議案第16号 羽幌町空家等対策の推進に関する条例
(予算特別委員会審査報告)
- 第 6 議案第17号 羽幌町犯罪被害者等支援条例
(予算特別委員会審査報告)
- 第 7 議案第18号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(予算特別委員会審査報告)
- 第 8 議案第19号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例
(予算特別委員会審査報告)
- 第 9 議案第20号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例の一部を改正する条例
(予算特別委員会審査報告)
- 第10 議案第21号 羽幌町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関す
る条例の一部を改正する条例
(予算特別委員会審査報告)
- 第11 議案第24号 羽幌町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
(予算特別委員会審査報告)
- 第12 議案第28号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例
(予算特別委員会審査報告)
- 第13 議案第31号 羽幌町火葬場の設置及び管理条例を廃止する条例
(予算特別委員会審査報告)
- 第14 議案第38号 令和7年度羽幌町一般会計予算
(予算特別委員会審査報告)
- 第15 議案第39号 令和7年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算
(予算特別委員会審査報告)

- 第16 議案第40号 令和7年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算
(予算特別委員会審査報告)
- 第17 議案第41号 令和7年度羽幌町介護保険事業特別会計予算
(予算特別委員会審査報告)
- 第18 議案第42号 令和7年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算
(予算特別委員会審査報告)
- 第19 議案第43号 令和7年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算
(予算特別委員会審査報告)
- 第20 議案第44号 令和7年度羽幌町水道事業会計予算
(予算特別委員会審査報告)
- 第21 議案第45号 令和7年度羽幌町下水道事業会計予算
(予算特別委員会審査報告)
- 第22 発議第 2号 羽幌町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例
- 第23 発議第 3号 議員の派遣について
- 第24 発議第 4号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査について
- 第25 意見案第1号 えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改正を求める意見書の提出について
- 第26 意見案第2号 ガバメントクラウド利用料を地方公共団体が負担することに対して財政支援を求める意見書の提出について

○追加日程

- 第 1 議案第46号 令和6年度羽幌町一般会計補正予算(第15号)
- 第 2 議案第47号 令和6年度羽幌町水道事業会計補正予算(第4号)

○出席議員(10名)

1番 佐藤 満 君	2番 金木直文君
3番 阿部和也君	4番 逢坂照雄君
5番 村上雄也君	6番 小寺光一君
7番 磯野直君	9番 工藤正幸君
10番 平山美知子君	11番 村田定人君

○欠席議員(1名)

8番 舟見俊明君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	森 淳君
副 町 長	三浦義之君

教 育 長	濱 野 孝 君
監 査 委 員	熊 木 良 美 君
会 計 管 理 者	豊 島 明 彦 君
総 務 課 長	伊 藤 雅 紀 君
総務課長補佐	木 村 謙 彦 君
総務課総務係長	逢 坂 信 吾 君
総務課職員係長	宇 野 延 仁 君
総 務 課	
電 算 共 同 化	道 端 篤 志 君
推 進 室	
電 算 管 理 係 長	
地 域 振 興 課 長	飯 作 昌 巳 君
地 域 振 興 課	
政 策 推 進 係 長	山 田 太 志 君
デジタル推進課長	竹 内 雅 彦 君
財 務 課 長	清 水 聡 志 君
財 務 課 主 幹	門 間 憲 一 君
財 務 課 税 務 係 長	近 藤 優 樹 君
町 民 課 長	大 平 良 治 君
町 民 課	
住 宅 係 長	更 科 信 輔 君
町 民 課	
町 民 生 活 係 長	富 樫 潤 君
町 民 課	
環 境 衛 生 係 長	高 野 正 晃 君
福 祉 課 長	高 橋 伸 君
福 祉 課	
社 会 福 祉 係 長	高 本 勇 一 君
福 祉 課 子 ども 係 長	村 上 達 君
福 祉 課	
国 保 医 療 年 金 係 長	木 村 康 治 君
健 康 支 援 課 長	鈴 木 繁 君
健 康 支 援 課	
地 域 包 括 支 援	奥 山 洋 美 君
セ ン タ ー 室 長	
健 康 支 援 課	
保 健 係 長	土 清 水 彬 君
建 設 課 長	酒 井 峰 高 君
建 設 課 主 任 技 師	笹 浪 満 君
上 下 水 道 課 長	棟 方 富 輝 君

上下水道課長補佐	熊谷裕治君
農林水産課長	敦賀哲也君
農林水産課長補佐	杉野浩君
商工観光課長	三上敏文君
商工観光課長 観光振興係長	小笠原悠太君
商工観光課長 商工労働係長	廣谷将大君
天売支所長	大西将樹君
焼尻支所長	藤井延佳君
学校管理課長	葛西健二君
学校管理課主幹 兼学校給食 センター所長	佐々木慎也君
社会教育課長 兼公民館長	宮崎寧大君
監査室長	木村和美君
農業委員会 事務局長	敦賀哲也君
選挙管理委員会 事務局長	伊藤雅紀君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	渡辺博樹君
総務係長	嶋元貴史君
書記	逢坂信吾君
書記	佐藤諒輔君

◎開議の宣告

○議長（村田定人君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（村田定人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

7番 磯野 直君 9番 工藤 正幸君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（村田定人君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席届出は8番、舟見俊明君であります。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第14号～議案第21号、議案第24号、議案第28号、議案第31号、
議案第38号～議案第45号

○議長（村田定人君） 日程第3、議案第14号 羽幌町診療看護師研究資金等貸与条例、日程第4、議案第15号 羽幌町定住促進住宅管理条例、日程第5、議案第16号 羽幌町空家等対策の推進に関する条例、日程第6、議案第17号 羽幌町犯罪被害者等支援条例、日程第7、議案第18号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第8、議案第19号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第9、議案第20号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例、日程第10、議案第21号 羽幌町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例、日程第11、議案第24号 羽幌町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例、日程第12、議案第28号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例、日程第13、議案第31号 羽幌町火葬場の設置及び管理条例を廃止する条例、日程第14、議案第38号 令和7年度羽幌町一般会計予算、日程第15、議案第39号 令和7年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算、日程第16、議案第40号 令和7年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算、日程第17、議案第41号 令和7年度羽幌町介護保険事業特別会計予算、日程第18、議案第42号 令和7年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算、日程第19、議案第43号 令和7年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算、日程第20、議案第44号

令和7年度羽幌町水道事業会計予算、日程第21、議案第45号 令和7年度羽幌町下水道事業会計予算、以上19件を一括議題とします。

本案については、本議会において羽幌町各会計予算特別委員会に付託した事件であり、その審査結果について、会議規則第41条の規定により、羽幌町各会計予算特別委員会委員長から報告を求めます。

羽幌町各会計予算特別委員会委員長、磯野直君。

○予算特別委員会委員長（磯野 直君）

令和 7年 3月14日

羽幌町議会議長 村 田 定 人 様

羽幌町各会計予算特別委員会
委員長 磯 野 直

委 員 会 審 査 報 告 書

- 議案第14号 羽幌町診療看護師研究資金等貸与条例
- 議案第15号 羽幌町定住促進住宅管理条例
- 議案第16号 羽幌町空家等対策の推進に関する条例
- 議案第17号 羽幌町犯罪被害者等支援条例
- 議案第18号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第19号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第20号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 羽幌町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 羽幌町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第28号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例
- 議案第31号 羽幌町火葬場の設置及び管理条例を廃止する条例
- 議案第38号 令和7年度羽幌町一般会計予算
- 議案第39号 令和7年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第40号 令和7年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第41号 令和7年度羽幌町介護保険事業特別会計予算
- 議案第42号 令和7年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第43号 令和7年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算
- 議案第44号 令和7年度羽幌町水道事業会計予算
- 議案第45号 令和7年度羽幌町下水道事業会計予算

本委員会に付託のあった上記事件について審査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 付託された議会 令和 7年 3月12日（第3回定例会）
- 2 委員会開催年月日 令和 7年 3月12日～13日
- 3 審査の経過及び結果

本委員会は、理事者側から各会計予算内容等の説明を求めた後、予算関連議案、各会計予算の審査を行いました。

各委員からは活発に質疑があり、また、提言もあり、それぞれ慎重な審査の結果、本委員会はいずれも原案のとおり可決すべきと決定を見たので報告いたします。

以上です。

○議長（村田定人君） 本案については、全員の議員をもって構成する羽幌町各会計予算特別委員会において十分に審議が尽くされておりますので、質疑並びに討論を省略することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

これから議案第14号から議案第21号、議案第24号、議案第28号、議案第31号並びに議案第38号から議案第45号までの19件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、19件いずれも原案どおり可決するものであります。

したがって、本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、予算関連議案として議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第24号、議案第28号、議案第31号の11件、令和7年度各会計予算として議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号の8件、合わせて19件については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎発議第2号

○議長（村田定人君） 日程第22、発議第2号 羽幌町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

10番、平山美知子君。

○10番（平山美知子君） 羽幌町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例。

令和7年3月11日提出。

提出者、羽幌町議会議員、平山美知子。賛成者、羽幌町議会議員、阿部和也、同じく羽幌町議会議員、工藤正幸。

提案理由、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(平成25年法律第27号)の改正に伴い、本条例内で引用している法令の条項が移動したため、改正しようとするものである。

羽幌町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例。

羽幌町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年羽幌町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表第39条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

附則、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上です。

○議長(村田定人君) 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号 羽幌町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号

○議長(村田定人君) 日程第23、発議第3号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会の調査研究等のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事案について道内外の関係機関に議員を派遣したいと思います。なお、諸般の事情による派遣日程等の変更があった場合、その他緊急を要する派遣事案があった場合は、議長にその内容決定を一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号 議員の派遣については原案のとおり決定されました。

◎発議第4号

○議長(村田定人君) 日程第24、発議第4号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事務調査について、それぞれの委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査については原案のとおり決定されました。

◎意見案第1号

○議長(村田定人君) 日程第25、意見案第1号 えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改正を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

9番、工藤正幸君。

○9番(工藤正幸君) えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改正を求める意見書(案)。

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者の人権救済は、人権国家を標ぼうするわが国にとってはもちろん、地域住民の人権を護る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題といえる。

ところで、えん罪被害者を救済するための制度としては「再審」がある。しかし、その手続を定めた法律(刑事訴訟法第四編「再審」)には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、いわば「再審のルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によって区々となっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを判決するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法を速やかに改正すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月11日、北海道羽幌町議会議長、村田定人。

意見書提出先、内閣総理大臣。

○議長（村田定人君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時20分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○9番（工藤正幸君） すみません、失礼しました。

意見案第1号 えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改正を求める意見書の提出について。

このことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により意見書を提出します。

令和7年3月11日提出。

提出者、羽幌町議会議員、工藤正幸。賛成者、羽幌町議会議員、磯野直、同じく賛成者、羽幌町議会議員、平山美知子。

○議長（村田定人君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから意見案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第1号 えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改正を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することにいたします。

◎意見案第2号

○議長（村田定人君） 日程第26、意見案第2号 ガバメントクラウド利用料を地方公共団体が負担することに対して財政支援を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 意見案第2号 ガバメントクラウド利用料を地方公共団体が負担することに対して財政支援を求める意見書の提出について。

このことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により意見書を提出します。

令和7年3月11日提出。

提出者、羽幌町議会議員、小寺光一。賛成者、羽幌町議会議員、工藤正幸、同じく金木直文。

ガバメントクラウド利用料を地方公共団体が負担することに対して財政支援を求める意見書（案）

政府は国策として地方公共団体情報システム標準化・共通化に向けて、地方公共団体の行政効率化のためデジタル化を進めてきた。

国のシステムと連携するためのガバメントクラウドの利用料については、業務全般の運用コスト等を明らかにしたうえで、地方公共団体に負担を求めることを検討していくことが、令和4年10月に閣議決定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」で示されたが、令和6年12月に改定が行われ、令和7年度から地方公共団体が利用に応じて国に支払うこととされたところである。

しかしながら、当町をはじめとする人口・財政ともに小規模である地方公共団体においては、システム標準化後のガバメントクラウドの利用に伴うランニングコストの増加により、相当な経費負担を強いられることで、財政が逼迫し、住民サービスの低下を招くなど行政運営に大きな支障をきたすことが懸念される。

よって、国においては、次の事項について、特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

ガバメントクラウドの利用料については、国策として実施する事業であることから、政府が各地方公共団体における現行システムの運用状況を踏まえつつ、今後、システム移行により各地方公共団体の負担が現行の運用コストより増大することがないように、国の責任において、必要な財政措置を継続的に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月11日、北海道羽幌町議会議長、村田定人。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画 共生・共助）。

○議長（村田定人君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから意見案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第2号 ガバメントクラウド利用料を地方公共団体が負担することに対して財政支援を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することにいたします。

◎日程の追加

○議長（村田定人君） お諮りします。

ただいま町長から議案第46号及び議案第47号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号及び議案第47号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定しました。

◎議案第46号～議案第47号

○議長（村田定人君） 追加日程第1、議案第46号 令和6年度羽幌町一般会計補正予算（第15号）、追加日程第2、議案第47号 令和6年度羽幌町水道事業会計補正予算（第4号）、以上2件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長（森 淳君） ただいま追加提案となりました各会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計につきまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,116万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ79億6,231万7,000円とするものであります。

補正をいたします内容であります。昨年8月の豪雨による災害復旧事業に関して増額が必要となったものであり、本年度中に完了できない見込みであることから、全額翌年度に繰り越すものであります。

歳出の11款災害復旧費、農業施設災害復旧費において1,916万4,000円の増額は、設計変更及び積算単価の変更によるものであり、同じく土木施設災害復旧費において200万円の増額は、農地畦畔が流出した箇所に関し今春の作付に支障があるため仮畦畔を設置するものであります。

歳入につきましては、全額財政調整基金繰入金を充てております。

続きまして、水道事業会計についてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出において、支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用で29万8,000円の増額は、予算の執行見込みに基づき人件費を増額するもので、総額を2億2,433万4,000円とするものであります。

なお、資本的収支については補正はありません。

以上が補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜ります

ようお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

○議長（村田定人君） お諮りします。

審議の方法については、歳入歳出予算及び繰越明許費ほか一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第46号 令和6年度羽幌町一般会計補正予算（第15号）について歳入歳出予算及び繰越明許費一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号 令和6年度羽幌町一般会計補正予算（第15号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 令和6年度羽幌町水道事業会計補正予算（第4号）について収益的収入及び支出一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号 令和6年度羽幌町水道事業会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（村田定人君）　これで本日の議事日程は全て終了しました。
したがって、令和7年第3回羽幌町議会定例会を閉会します。

（午前10時31分）